

横須賀市スポーツ大賞等表彰要綱

(総則)

第1条 本市に在住し、在勤し、若しくは在学し、又は深いゆかりのある者で、スポーツの向上発展に寄与し、オリンピック競技大会等において顕著な成績を収めた個人又は団体に対する横須賀市スポーツ大賞等の授与については、この要綱の定めるところによる。

(表彰の対象等)

第2条 表彰の名称及び対象者は次のとおりとする。

(1) 横須賀市スポーツ大賞

ア オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会において1位から3位までに入賞した者

イ 別に定める国際大会に日本代表として出場した者のうち、1位から3位までに入賞したもの

ウ ア及びイに規定する者と同等の実績であると市長が認めた者

(2) 横須賀市スポーツ特別賞

ア オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会において入賞した者のうち、前号アに規定する者以外の者

イ 別に定める国際大会において日本代表として出場した者のうち、前号イに規定する者以外の入賞者

ウ ア及びイに規定する者と同等の実績であると市長が認めた者

(表彰の方法)

第3条 受賞者に対する表彰の方法は、次に定めるところとする。

(1) 前条第1号の受賞者には、表彰状並びに記念品及び副賞を授与する。

(2) 前条第2号の受賞者には、表彰状及び記念品を授与する。

(その他)

第4条 この要綱の実施について必要な事項は、文化スポーツ観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。